

広島県告示第四百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、昭和五十八年
広島県告示第七百六十四号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

尾道市

二 都市計画事業の種類及び名称

因島瀬戸田都市計画公園事業六・五・一号因島運動公園

三 事業施行期間

令和五年三月六日から令和六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし